

令和5年度赤い羽根共同募金配分事業
福祉教育推進事業要項

京丹後市共同募金委員会

1. 目的

いのちの尊さや思いやり、優しさなどの豊かな心と、地域福祉の担い手としての意識を育むために実施する福祉教育を支援し、地域の福祉力の増進を図ることを目的とします。

2. 対象

京丹後市内の保育所・こども園・小学校・中学校

3. 期間

令和5年4月1日（土）～令和6年3月31日（日）

4. 内容 福祉教育活動への助成

活動例

- ① 同じ地域で生活している人たちを知る活動（福祉講話、疑似体験、交流など）
- ② 福祉施設との交流（社会福祉施設で生活する人たちとの交流など）
- ③ ボランティア体験（地域内の清掃活動、収集活動など）
- ④ 福祉についての調べ学習（ビデオや文献、インターネットで学習など）

※ ①～④のような福祉を学ぶ取り組みを推進しています。

※祖父母参観を実施する場合は、福祉の心を育てる内容を盛り込んでください。

5. 助成金

園児・児童・生徒数をもとに算出した金額を上限として助成します。

保育所・幼稚園・こども園

均等割 5,000 円＋人数×100 円

小学校・中学校

均等割 5,000 円＋人数×100 円（10,000 円未満の場合は 10,000 円）

* 助成金の額は助成対象経費の範囲内とします。

* 他団体または他団体が実施する事業への助成はできません。

* 活動状況によって返戻していただく場合があります。

* 赤い羽根共同募金の予算額を配分金が上回った場合、各団体への助成金額に応じて比例した割合で削減することがある。

6. 助成金の使途

福祉教育活動に必要な経費で、目的以外に使用できません。

（消耗品費、通信運搬費、賃借料、謝金、材料代、印刷代、会議費など）

* 外食代やお弁当の購入代、アルコール代は該当しません。

* 10,000 円以上の備品は該当しません。

*講師依頼をした場合は謝金や交通費等が必要となることもありますので、事前に確認をお願いします。ただし、公務のため謝金が不要な講師もいます。

7. 申 請

様式1・2を記入のうえ提出してください。

提出期日：令和5年5月31日（水）

提出先：京丹後市共同募金委員会（窓口：京丹後市社会福祉協議会）

8. 報 告

様式4・5に活動内容がわかる資料（案内文書や写真など）、レシートまたは領収書（写し）、ありがとうメッセージを添付し提出してください。

提出期日：事業終了後速やかにお願いします。

最終期日：令和6年4月1日（月）

提出先：京丹後市共同募金委員会（窓口：京丹後市社会福祉協議会）

9. その他

- 事業の実施にあたりましては、「赤い羽根共同募金」の配分金を活用した事業であることを周知願います。
- 申請内容の変更など、事業に関するご相談は京丹後市社会福祉協議会が窓口です。